

あきた子育てふれあいカード利用規約

秋田県が発行する「あきた子育てふれあいカード」について、以下のとおり利用規約を定めます。

(趣旨)

第1 あきた子育てふれあいカードの利用による子育て家庭と協賛店とのふれあいを通じ、社会全体で子育て家庭を支えていく機運の醸成を図ることを目的とする。

(対象者)

第2 あきた子育てふれあいカードの交付を受けられる者は、秋田県内に住所のある妊婦（母子手帳の交付を受けた者）及び中学生以下の子どもを養育する家族とする。

(利用方法)

第3 1.協賛店においてサービスを利用しようとするときは、原則としてあきた子育てふれあいカード提示することとする。ただし、協賛店が提示を必要としない場合はこの限りでない。
2.サービスの提供を受けるための要件は協賛店によって異なるため、事前にホームページ内の協賛店ページ等で確認を行うこととする。

(不正利用)

第4 1.利用規約に違反し、あきた子育てふれあいカードを不正に利用した場合は、法律により罰せられることがある。
2.不正利用によって損害賠償請求等を受けた場合には、自らの責任と負担において解決するものとし、地方自治体や第三者への一切の損害について、県はその責任を負わないこととする。

附 則

この規約は、平成31年2月14日から施行する。